

なかむら まみ

中村 麻美 氏 (参政党)

質問16 上記1～15までの質問に関連して補足のご意見がありましたら、お聞かせください。(まとめて800字程度まででお願いします。記載なしでもけっこうです)

回答 ※記述のあった項目のみを掲載しています。

[質問7] 地域別診療報酬について

国民皆保険制度による保険診療は、日本国民が誰しも等しく同じ医療を受けられることを目的とすると考えられる。現存する医療水準や施設設備などの地域格差をできるだけなくすよう努めるべきであり、地域別診療報酬は格差を助長するものであり賛成できない。1点=10円の公定価格がくずれることにより、同じ医療を提供しても地域により収益が異なることから、医療側では医師をはじめとするスタッフの確保や設備投資が困難となるケースも生じうると考えられる。また窓口での患者負担額も地域によって増減し、患者側が価格で医療を受ける都道府県を選ぶことにもつながりかねないし、個々に徴収される保険料の地域格差まで発生しうる可能性がある。最低限、公定価格、価格の平等が維持されない限り、医療の平等は実現困難だと考えられる。

[質問8] 歯科技工士の待遇改善のため、歯科診療報酬の補綴技術料を引き上げること

離職率の高さや“ブラック”だと言われることの多い歯科技工士の待遇改善は課題であると認識している。歯科技工士の収入の原資となっているのは、保険外診療料による受注がない限り、歯科診療報酬の補綴技工料であるが、彼らの多くは歯科技工所か歯科医院内に勤務する被雇用者である。仮に補綴技工料をあげたとしても、雇用側である歯科技工所や歯科医院が個別に給与を含めた待遇を決定しているので、それがただちに歯科技工士の待遇改善につながるとは言い難い。補綴技工料をあげるのであれば、それが歯科技工士の待遇改善、すなわち賃金アップなどに直接反映されるようなシステムを同時に実行する必要があると言える。